

令和8年4月23日（木）
第89回九都県市首脳会議

火葬場の適切な整備・経営等を確保するための 制度的対応について



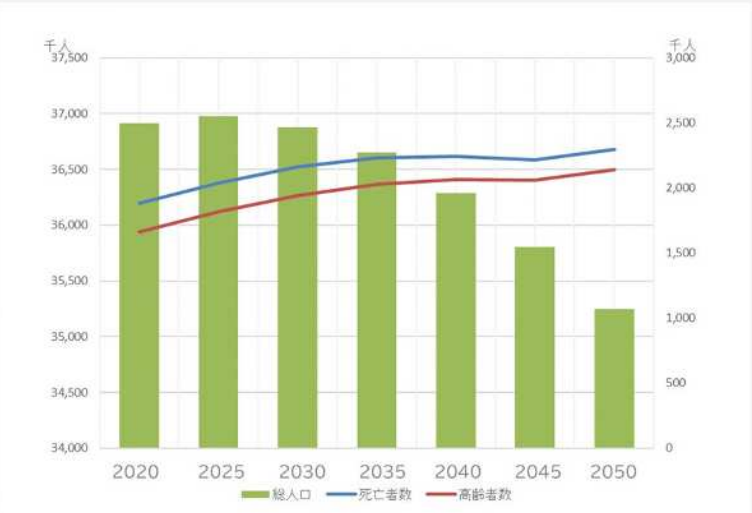
さいたま市

首都圏の火葬場を取り巻く状況

首都圏の火葬需要のひっ迫化

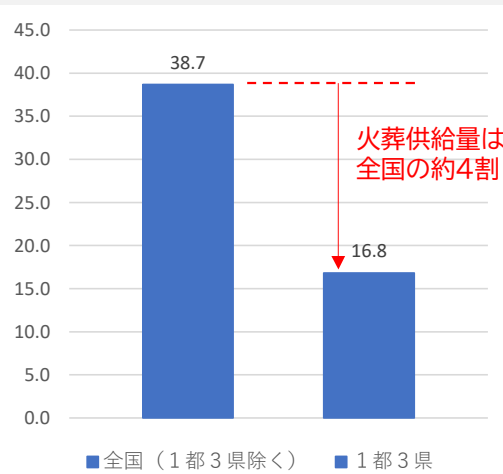
本格的な多死社会により、火葬供給能力が不足。2040年頃にかけて更に深刻化し高止まる見込み
(さいたま市では、年間火葬件数、火葬場の稼働率が年々増加。死亡者数の多い冬季の平均火葬待ち日数は1週間超)

▼1都3県における推計人口・高齢者数・死亡者数



出典:国立社会保障・人口問題研究所の公表資料を基に本市が計算

▼死亡者1万人当たりの火葬炉数



出典:令和6年人口動態調査及び(特非)日本環境斎苑協会提供データを用いて本市が計算

▼【さいたま市】

稼働実績・将来の稼働推計・冬季火葬待ち日数

年度	火葬可能件数	火葬件数実績	稼働率
2040推定	17,520件	28,200件	160.9%
2024	13,698件	13,327件	97.3%
2023	13,179件	12,755件	96.8%
2022	12,894件	12,078件	93.7%
2021	12,751件	11,459件	89.9%
2020	12,344件	10,733件	86.9%

年度	冬季(1月)火葬待ち日数	
	7日超待ち割合	平均待ち日数
2024	57.2%	7.9日
2023	54.9%	6.0日
2022	94.4%	8.2日
2021	41.8%	5.3日
2020	30.8%	4.7日

(注)2040年度推計値は、2024年度時点の基数を100%稼働させたものを火葬可能件数、直近5年間の火葬件数平均増加率を2024年度実績値に累乗したものを火葬件数と仮定

首都圏の大規模災害時の人的被害想定

最大死亡者数推計	南海トラフ地震	首都直下地震
	6,300人	1.8万人

出典:内閣府HP掲載の令和7年3月、令和8年2月の各報告書から抜粋

民間火葬場の火葬料金の値上げ

火葬料金改定の状況(大人料金)		
都内民営	R2.4時点	R8.4時点
A社(都内)	59,000	80,000
B社(都内)	59,000	90,000
C社(都内)	59,000	87,000

課題① 火葬場整備等に要する多大な財政負担

火葬需要のひっ迫化を踏まえた必要な対応

既存の炉を前提とした運用改善(慣習的休業日における火葬の実施や火葬枠の拡大)では限界

- ⇒ ・ 老朽化が進む火葬場・炉の改修による高効率化、大規模災害に備えた耐震化・耐浪化
・ 適地がある場合の火葬場の新增設

が必要

火葬場整備等に係る課題

- ・火葬場の9割超が公設である中、近年の物価上昇等により整備費が高騰
- ・特に人口密集地域の地方公共団体は、一般に、国の支援メニューを利用しづらい

(注)一定の財政支援を受けるには、災害により火葬場が被害を受けた際の改修や、延べ床面積を増加させない
長寿命化・複合化等が条件となる。



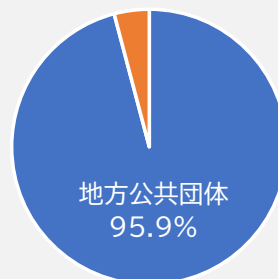
都市部の地方公共団体に
多大な財政負担が発生

【国の見解】

法令の定めがないこと等を理由に、地方公共団体の火葬場
整備等に対する財政支援に否定的

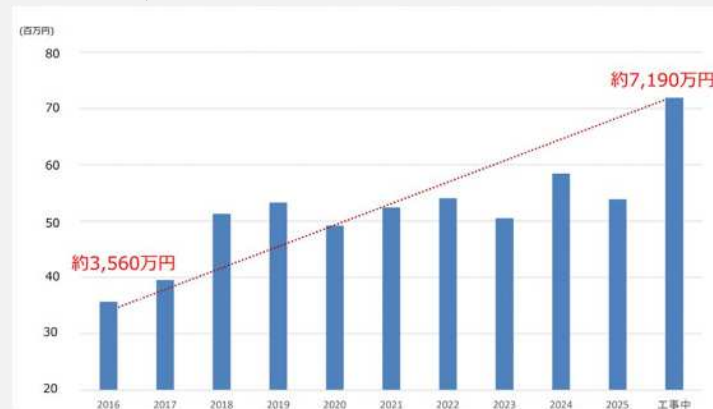
(参考：第136回国会 参・地方行政委員会(平成8年2月16日)
政府参考人答弁 等)

▼火葬場经营主体割合



出典：(特非)日本環境斎苑協会
提供データ

▼火葬炉1基当たり平均投資整備額



出典：本市の火葬炉整備の受注事業者がその整備費を基に本市が計算

課題② 民間火葬場の経営・管理に対する指導監督

民間火葬場の状況を踏まえた必要な対応

民間火葬場の主流地域での火葬料金値上げの動きにより、料金設定の妥当性等についての関心の高まり
⇒ 公共的施設として妥当な額となるよう指導監督が必要

民間火葬場に対する指導監督に係る課題

- 墓地埋葬法上、民間火葬場に対する指導の根拠は法の目的を定めている第1条(公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること)のみであり、料金設定等火葬場経営に対する具体的措置に係る権限規定が不存在
- 民間火葬場においても公共的施設としての役割を踏まえた料金設定とする必要

令和7年10月31日付け厚生労働省通知(要約)

- ・火葬場は、国民生活に必要な公共的な施設
- ・法の目的規定(第1条)等を踏まえ、適正な経営・管理に関する指導監督を行う必要



法的根拠が目的規定のみでは
指導監督による適正な経営の確保が困難

課題③ 大規模災害時広域火葬体制の実効性の担保

大規模災害の発災リスクを踏まえた必要な対応

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等大規模災害の発災リスクの高まり

⇒ 被災し又は支援する地方公共団体として多くの御遺体への対応を想定した広域火葬の具体化が必要

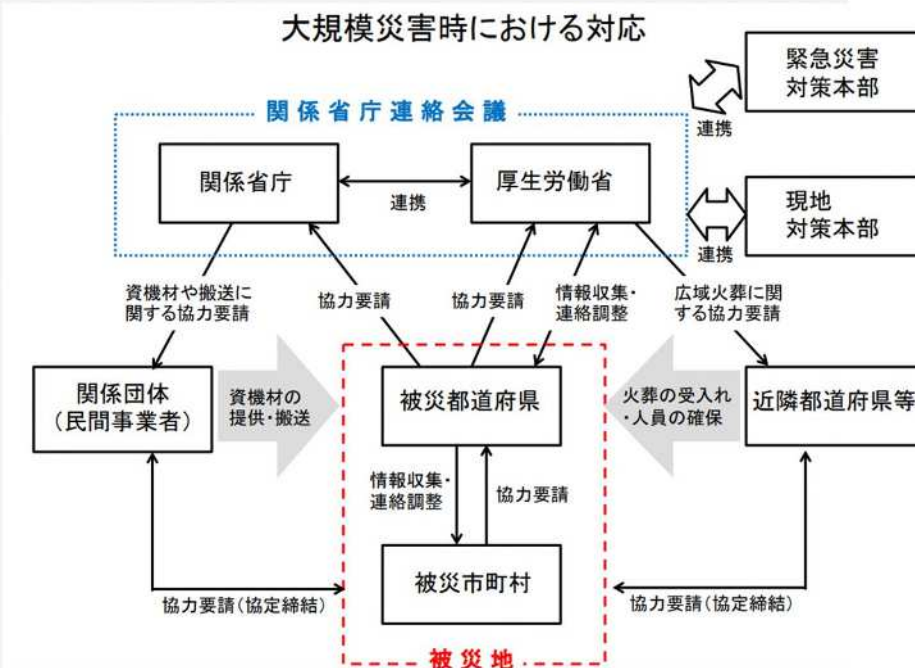
広域火葬に係る課題

国の「基本的指針」における広域火葬等の対応(右図)は、

- ・ 被災地方公共団体が起点のプル型・合意ベースの仕組み
(発災直後から始まる調整に必要なプッシュ型差配が不存在)
- ・ 国の近隣都道府県等や民間事業者への関与は「協力要請」
(善意やその時々余の余力に依存)
- ・ 搬送御遺体に係る情報の共有や御遺骨の取扱いが不明確
など



適切な広域火葬がどう担保されるか不明確



出典:「中央防災会議 防災対策実行会議(第5回)配布資料4-2」より一部抜粋

要望事項

- 1 火葬場の整備等を行う主体について、法令上明確化した上、
 - (1) 今後更なる火葬需要の増大が見込まれる都市部をはじめとする地域の実情を認識し、当該地域の地方公共団体が火葬場の整備等を行う際には、国による補助制度や地方債の元利償還金に対する交付税措置など、国の財政支援を享受できるよう、必要な制度を法令に位置付けること。
 - (2) 民間事業者が経営する火葬場について、指導監督権限を有する地方公共団体が、火葬料金の設定も含め、その適正な経営を確保できるよう、具体的な規定を法令で設けること。
- 2 大規模災害発災時における広域火葬の実効性を担保するため、国の役割をより明確化するとともに、基本的指針に基づく国及び地方公共団体による対応の更なる具体化及び詳細化を国の主導で進めること。その際には、地方公共団体に対してあらかじめ十分に意見聴取を行い、その意見を適切に反映させること。